

小松島市消防本部障がい者活躍推進計画に基づく取組の実施状況

1. 機関名

小松島市消防本部

2. 計画策定主体

小松島市消防長

3. 評価年度

令和6年度

4. 目標に対する達成度

(1) 採用に関する目標

消防吏員は、障害者法定雇用率の除外職員ですが、募集・採用にあたっては、一定の身体基準は設けるものの、障がい者を差別することなく能力本位の選考を行います。

職員の募集については、一定の身体基準は設けたが、障がい者を差別することなく能力本位の採用試験を行った。

(2) 定着に関する目標

障がい者を雇用した場合に備え、他機関の定着に関する事例の収集・検討を行います。

引き続き、他機関の事例の収集・検討に努める。

5. 取組内容

(1) 障がい者の活躍を推進する体制整備

「障害者雇用推進者」として消防総務課長を選任します。障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には適正に選任します。

「障害雇用推進者」として、消防総務課長を選任した。

(2) 職務の選定

障がい者の雇用に備え、他機関の事例の収集・検討を行います。

引き続き、他機関の事例の収集・検討に努める。

(3) 環境整備

職員に対して、就労支援機関等が実施する専門的な研修を受講させるなど、意識啓発に積極的に努めます。

関係機関の実施する研修等への積極的な参加に努める。